第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

主な実施機関

市(全部局)、県(全部局)、防災関係機関

1 市の活動組織

(1) 防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連 絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

【設置基準】

- 1 さぬき市に気象による特別警報、警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 市内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれ があるとき。
 - 大規模な火災又は爆発
 - 災害を誘発する物質の大量流出
 - 大規模な列車、航空機、船舶等の事故
 - ・ その他重大な事故
- 3 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、市役所3階大会議室に設置する。3階大会議室に設置できない場合には、市役所内の別室に設置するが、市役所の被災等の場合には、被災していない庁舎に 設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 総務部長
- 第3順位 市民部長

イ 副本部長

副市長を副本部長とし、本部長を補佐する。

ウ本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設経済部長、市民病院経営管理 局長、教育長、教育部長、議会事務局長、消防団長をもって充てる。

工 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要 に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

才 本部事務局

災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務部危機管 理課とする。

力 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部(総務部、市民部、健 康福祉部、建設経済部、病院部、教育部、議会部、消防団)を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、 部長に事故あるときは、部長の指名する課長等の職にある者がその職務を代理する。

キ 総合支所

総合支所は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び 災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部事務局に報告するとともに、その指示に 従い、災害応急対策に従事する。

また、総合支所における第一報(庁舎の被害状況等)については、総合支所長が災害

対応の初動段階に本部事務局に報告する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置及び解散の通知等

災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、CATV、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知する。

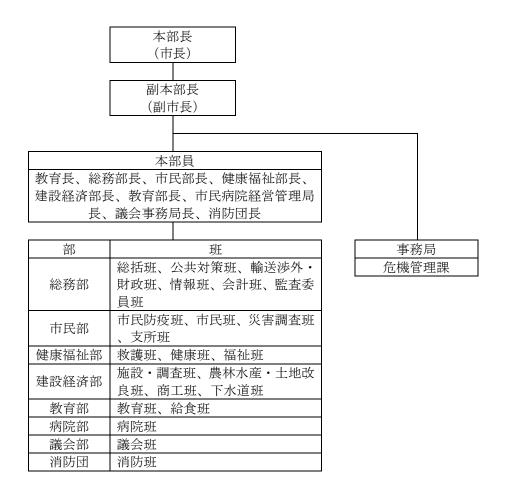
⑤ 県との連携

県の災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部の解散

本部長は、市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害 応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【さぬき市災害対策本部組織図】



【別表1 さぬき市災害対策本部各部各班の分掌事務】

₩ 7	TIT NO.2		D. 双一种 不可可 即 D. 红 少 力 争 事 切 】
部 [責任者]	班 [責 任 者]	班員	分掌事務
総務部長]	総括 班[危機管理課長]	総 務 課	1 本部の設置及び解散に関すること 2 本部員会議及び関係本部員会議に関すること 3 本部長の命令及び指示の伝達に関すること 4 避難の勧告等に関すること 5 本部の庶務に関すること 6 各部との連絡調整に関すること 7 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること 8 遺体の搜索に関すること 9 職員の動員、服務及び福利厚生に関すること 10 県、他市など関係機関への連絡調整及び要請に関すること 11 自衛隊の派遣要請に関すること 12 気象情報等の収集・伝達に関すること 13 被災外国人の援護に関すること 14 防災行政無線など災害通信設備に関すること 15 情報ネットワークに関する災害応急対策に関すること 16 他の部に属さないこと
	公共対策班 [財産活用課]	財産活用課	1 資機材の調達支援に関すること 2 本部の運営に必要な物品等の確保に関すること 3 公用車及び庁用電話に関すること 4 災害応急工事の契約に関すること 5 公共施設等の被災状況に関すること 6 他班の応援に関すること
	輸送涉外 ・財政班 [政策課長]	政 策 課	1 人員、資機材の輸送及び配備に関すること 2 物資車輌等の調達・確保に関すること 3 応援部隊の受入れ調整に関すること 4 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に 対する応援の調整に関すること 5 本部の予算に関すること 6 災害予算に関すること 7 他班の応援に関すること
	情報班[秘書広報課長]	秘書広報課 (削除)	1 住民への災害広報に関すること 2 報道機関への対応に関すること 3 CATV施設の災害応急対策に関すること 4 災害に関する写真、映画等による記録に関すること 5 他班の応援に関すること
	会計 班[会計課長]	会 計 課	1 災害時の出納事務に関すること 2 災害対策用物資の調達・保管・出納に関すること 3 義援金の受け入れに関すること 4 他班の応援に関すること
	監査委員班	監査委員事務局	1 総務部の事務に関すること2 他班の応援に関すること

音队	班	班員	分掌事務
[責任者]	[責任者]		
市民部長	市民防疫班 [生活環境課長]	人権推進課	1 所管施設の被害調査に関すること 2 防疫に関すること 3 そ族昆虫の駆除に関すること 4 被災地の清掃に関すること 5 ごみ処理に関すること 6 し尿処理に関すること 7 遺体収容所の開設及び管理に関すること 8 遺体の運搬、収容及び処理に関すること 9 火葬・埋蔵の実施に関すること 10 住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関すること 11 火葬・埋葬の手続きに関すること 12 交通整理に関すること 13 他班の応援に関すること
	市民班	市民課	1 被災世帯の調査に関すること2 被災者台帳の作成に関すること3 市民部の事務に関すること4 他班の応援に関すること
	災害調査班 [税務課長]		1 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること2 罹災証明に関すること3 市税減免に関すること4 国民健康保険税の減免に関すること5 他班の応援に関すること
	支 所 班 [総合支所長]		1 総合支所における住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関すること2 各部との連絡調整に関すること3 他班の応援に関すること
健康福祉部長]	救 護 班[福祉総務課長]	子育で支援課 国保・健康課 障害福祉課 長寿介護課 幼保こども園課	 1 社会福祉施設(保育所、認定こども園及び児童館)及び幼稚園の被害調査に関すること 2 被災者の救助に関すること 3 災害救助法の適用に関すること 4 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置・運営に関すること 5 福祉避難所の設置・運営に関すること 6 社会福祉施設(保育所、認定こども園及び児童館)及び幼稚園の災害応急対策に関すること 7 災害ボランティアの受入れ等に関すること 8 義援金品の取り扱いに関すること 9 生活必需品等の供給に関すること
	健康班[国保・健康課長]	国保・健康課	1 応急医療助産対策に関すること2 医薬品及び血液対策に関すること3 保健活動に関すること4 他班の応援に関すること
	福 祉 班[障害福祉課長]	福祉総務課 障害福祉課 長寿介護課 国保・健康課	1 社会福祉施設(保育所及び児童館を除く)等の被害調査に関すること2 社会福祉施設(保育所及び児童館を除く)等の災害応急対策に関すること3 災害時における要配慮者対策に関すること4 他班の応援に関すること

部 [責任者]	班 [責任者]	班員	分 掌 事 務
建設経済部 「建設経済部長」	施設・調査班 [都市整備課長]	都市整備課	1 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の被害調査に関すること 2 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の災害応急対策に関すること 3 水門及びポンプ場の運転管理に関すること 4 主たる管理施設における障害物の撤去に関すること 5 危険箇所の巡視、警戒に関すること 6 被害調査及び記録に関すること 7 市営住宅の被害調査、災害応急対策に関すること 8 被災建築物・宅地の危険度判定、応急修理に関すること 9 応急仮設住宅の建設に関すること 10 応急仮設住宅の入居者の選考に関すること 11 他班の応援に関すること
	農林水産 ・土地改良班 [農林水産課長]	農林水産課	1 農作物、家畜、山林関係、漁業施設及び漁船の被害調査に関すること 2 主要食料の確保及び出庫に関すること 3 農作物の種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること 4 農作物の病害虫の防除に関すること 5 被害農作物の技術対策に関すること 6 家畜の飼料対策に関すること 7 家畜の防疫に関すること 8 農業団体及び漁業団体との連絡調整に関すること 9 農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること 10 農地及び農業用施設の被害調査に関すること 11 農地及び農業用施設に対する災害応急対策に関すること 12 冠水農地の排水に関すること 13 他班の応援に関すること
	商工班	商工観光課	1 商工観光施設の被害調査に関すること 2 商工団体との連絡調整に関すること 3 労働力の確保及び供給に関すること 4 観光客に対する災害応急対策に関すること 5 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること 6 他班の応援に関すること
	下水道班[下水道課長]	下水道課	1 下水道施設の被害調査に関すること2 下水道施設の災害応急対策に関すること3 雨水ポンプ場の運転管理に関すること4 他班の応援に関すること
教育部長]	教育班[生涯学習課長]	教育総務課学校教育課生涯学習課(削除)	1 児童生徒等の安全確保に関すること 2 教育施設等の被害調査に関すること 3 教育施設等の災害応急対策に関すること 4 応急教育に関すること 5 被災児童生徒等の就学援助に関すること 6 学校給食対策に関すること 7 文化財の災害応急対策に関すること 8 他班の応援に関すること
	給 食 班 [学校教育課長]	学校給食共同 調 理 場	1 炊き出しの実施に関すること2 他班の応援に関すること

部 [責任者]	班 [責 任 者]	班員	分 掌 事 務
病院部	病院班	市民病院津田診療所	1 利用者の安全確保に関すること 2 市民病院及び津田診療所の被害調査に関すること 3 市民病院及び津田診療所の災害応急対策に関すること と 4 市民病院での医療活動に関すること 5 市民病院及び津田診療所による医療班の編成に関すること 6 他班の応援に関すること
議会事務局長]	議 会 班 [議事課長]	議会事務局	1 議会の連絡に関すること2 国の機関、国会議員等の視察及び調査に関すること3 他班の応援に関すること
消防団[消防団長]	消 防 班 [消防副団長]	消防団	1 消防・水防活動に関すること2 危険箇所の巡視、警戒に関すること3 被災者の救急救助に関すること4 被災地の警備に関すること

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1)配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。ただし、 市長は、気象現象などに応じて配備基準を防災会議に諮らず変更することができるものとし、 変更したときは、当該変更内容を防災会議に通知する。

【風水害の場合】

区分	配備基準	配備体制	本部体制
第1次配備	1 大雨注意報、洪水注意報の1つ以 上が本市に発表されたとき 2 その他必要により本部長(市長) が指令したとき	1 危機管理課の職員が市役所に登庁 し、情報収集や配備指示の伝達を行 う体制とする。 2 気象情報などを考慮し、第 1.5 次配 備を検討する。	
第 1.5 次配備	1 高潮注意報が本市に発表され、高 潮警報に切り替えると予想された とき 2 大雨警報、洪水警報の1つ以上が 本市に発表されると予想されたと き 3 暴風警報、波浪警報の1つ以上が 本市に発表されたとき 4 大雪警報、暴風雪警報が本市に発 表されたとき 5 その他必要により本部長(市長) が指令したとき	1 高潮注意報が本市に発表され、高潮警報に切り替えると予想されたときは、危機管理課、建設経済部及び総合支所のあらかじめ指定された職員を定められた場所に配備し、防潮対策を実施する。 2 暴風警報、波浪警報が発表されたときは、危機管理課、建設経済部及び総合支所のあらかじめ指定された職員を定められた場所に配備し、雨水ポンプ、水門、排水機場の運用準備態勢をとるとともに、水防本部設置を検討する。 3 市長・副市長・総務部長等に情報を伝達する。	
第2次配備	1 大雨警報、洪水警報、高潮警報の 1つ以上が本市に発表されたとき 2 台風接近に伴う暴風警報、波浪警報の1つ以上が本市に発表された とき 3 大雪警報、暴風雪警報が本市に発表され、相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 4 その他必要により本部長(市長)が指令したとき。	 あらかじめ指定された職員を定められた場所に配備し、水防活動に従事するとともに、災害対策本部設置を検討する。 大雨警報及び洪水警報が本市に発表されたときは、即時開設の指定緊急避難場所(指定避難所)を開設する。 	水間るのじ本変形が状況のでが状況を対してが状況を対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対
第3次配備	1 大雨警報、洪水警報、暴風警報、 波浪警報、高潮警報の1つ以上が 本市に発表され、相当規模の被害 が発生したとき、又は発生するお それがあるとき 2 特別警報が本市に発表されたとき 3 その他必要により本部長(市長) が指令したとき。	全職員をあらかじめ定められた場 所に配備する。	災害対策本 部体制で対 応する。

【その他の災害の場合】

区分	配備基準	配備体制	本部体制
第1次配備	1 林野火災が発生したとき。 2 油等流出事故が発生したとき。 3 その他小規模な事故が発生し、市長が 指令したとき。	危機管理課及び災害に関係のある課の課長及び担当職員が市役 所本庁に登庁し、情報の収集や 災害の対応をする。	
第2次配備	 大規模な火災又は爆発が発生したとき。 災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき。 大規模な列車、航空機、船舶等の事故が発生したとき。 	危機管理課及び災害に関係のある課の職員が市役所本庁に登庁 し、情報の収集や災害の対応を する。	
第3次配備	1 上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき。 2 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。	全職員配備	災害対策本 部体制で対 応する。

(2)動員体制の確立

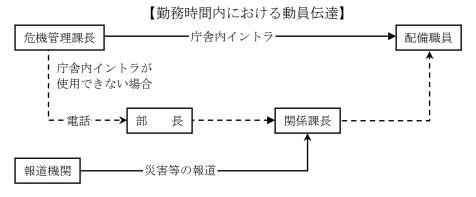
- ① 各部長は、各部の動員計画を事前に作成し、部内の職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3)動員の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、大雨、洪水、暴風、波浪、高潮等の特別警報、警報又は注意報等が発表されたとき、又は災害が発生したとき、庁舎内イントラ、関係所属への電話等により、 当該情報の内容を伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定 した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。



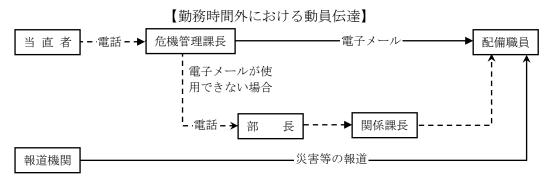
② 勤務時間外における動員

- ア 大雨、洪水、暴風、波浪、高潮等の特別警報、警報又は注意報等が発表されたとき、 又は災害に関する情報を覚知したときは、当直者から危機管理課長へ、危機管理課長から配備職員へ電子メール又は電話等で当該情報の内容を伝達する。
- イ 関係所属長は、危機管理課長からの情報又は報道機関等からの情報に基づき、事前に 指定した職員を配備する。
- ウ 事前に指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自己及び家族の安全を確保した後に安全か

つ迅速な手段により参集する。

エ 参集する場所は、原則として各自の配備場所とする。

被害の状況等により配備場所に参集できない職員は、最寄りの庁舎等に参集する。この場合、職員は各自の所属に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害の予防又は応急対策に従事する。



③ 災害対策本部設置時における動員

ア 災害対策本部各部の動員は、総括班から本部員を通じて行うものとし、本部員から班 長へ、班長から職員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局に報告する。

(4) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。このため、災害対策本部設置期間中は、毎日、各班長は、当日の動員可能者数を事務局に報告する。

また、各班長は、他班の職員の応援を必要とする場合には、本部長に応援を要請する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

また、市から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

【参考資料】

- 1-1 さぬき市防災会議条例
- 1-2 さぬき市災害対策本部条例

第2節 広域的応援計画

災害時において、市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関 等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課)、県(危機管理課)、大川広域消防本部、防災関係機関

1 市の応援要請等

県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議の上、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。

(1) 他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内の市町に対して応援(職員派遣を含む。)を要請する。市は、県内の市町から応援を求められたとき、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 県に対する応援要請等

- ① 市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援(職員派遣を含む。)を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- ② 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、県内の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- ③ 市は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、県内の市町への応援の要請を依頼することができる。
- (3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 県の応援要請等

(1) 市に対する応援要請等

① 県は、市の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市に対して、他の市町を応援するよう要請等を行う。

また、県内全市町間の応援協定に基づき、市から、他の市町への応援の要請の依頼があった場合、又は市と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、必要な調整を行ったうえで、市を応援するよう、他の市町に対して要請する。

② 県は、県内に災害が発生した場合、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町が実施すべき応急措置の全部又は一部を市町に代わって実施する。

(2) 他都道府県に対する応援要請

県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県に対して、応援(職員派遣を含む。)を要請する。また、あらかじめ締結している応援協定の活用を図る。

(3) 国に対する応援要請等

- ① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。
- ② 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国に対して、他都道府県、 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 指定行政機関等に対する応援要請等

- ① 県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。
- ② 県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- ③ 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方 行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(5) 民間団体等に対する協力要請

県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県域を統括する民間団体等に対して協力を要請する。

3 消防機関の応援要請

市は、大川広域消防本部や消防団の消防力では十分な対応が困難な場合には、大川広域消防本部と連携して消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

4 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。) 第44条に基づき行う。

(1) 県への応援要請連絡

市は、災害規模及び災害を考慮して、大川広域消防本部や消防団の消防力及び県内の消防 応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事 後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 消防庁への応援要請

- ① 県は、市からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を 考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を行 うものとする。
- ② 県は、市からの応援要請がない場合であっても、大川広域消防本部と協議し、緊急消防

援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。

- ③ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を大川広域消防本部及び市に対して通知するものとする。
- ④ 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を市及び大川広域消防本部に対して通知するものとする。

(3)被害状況等の報告

市は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

- ① 被害状況
- ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ③ 緊急消防援助隊の任務
- ④ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域原	泛援室	宿 直 室(夜間休日)			
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553		

5 警察の援助の要求

県公安委員会は、県内の警備力をもってしても対処できないと認めたときは、警察庁又は他 の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

6 高松海上保安部の対応

高松海上保安部は、大量の油等の流出事故が発生し、香川地区大量排出油等防除協議会の防除活動だけでは被害が他の協議会の管轄海域におよび、又はおよぶおそれがある場合は、備讃海域排出油等防除協議会連合会を通じ、他の地区協議会に情報を提供し、防除活動の連携を推進する。

7 応援受入体制の確保

応援等を要請した市及び大川広域消防本部は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。

8 他市町等への応援

市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

9 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は四国地方整備局河 川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・市長のホットライン等を通じて、緊急災害 対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさ どる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する市への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する市への支援に関すること。
- (3)被災地の早期復旧を図るため必要となる市への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

【参考資料】

- 2-1 災害時の相互応援に関する協定書(香川県・県内全市町)
- 2-2 香川県消防相互応援協定(香川県・県内全市町)
- 2-3 広域消防相互応援協定書(美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市)
- 2-5 香川県防災ヘリコプター応援協定(香川県・県内全市町)
- 2-6 災害時における情報交換及び支援に関する協定(四国地方整備局)
- 2-19 さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書(長尾土木事務所 外)
- 14-1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14-4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14- 5 防災へリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 14-6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場
- 15-8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定 に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関 市 (危機管理課、総務課、政策課)、県(危機管理課)、自衛隊

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長 との協定書」に基づき実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、市は、県に対して、県は 第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要 請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。 この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

笠り如	NTT	TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)
第3部	防災行政無線	TEL 466-502	FAX 466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集 を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、 市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手 した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
 - ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついと まがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ 効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった 場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。 (2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業務	活動內容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の 誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救 助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防 活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開 又は除去に当たる(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考 えられる場合)。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)。
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安 措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要 の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

市は、派遣部隊を受け入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
- ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 集結地(宿泊施設、駐車場等を含む。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保するととも に、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保する。

5 撤収要請

市は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次の通りである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上料、運搬費、 修理費等
- (2)派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3)派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

【参考資料】

15-8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、秘書広報課)、県(危機管理課、河川砂防課)、高松地方気象台

1 風水害関係

高松地方気象台は、大雨や強風などの気象現象等によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を 5 段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「住民等が取るべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、住民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要である。

(2) 特別警報・警報・注意報・情報等

高松地方気象台から県域に発表される特別警報・警報・注意報・情報等の種類及び基準は 次のとおりである。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

【特別警報一覧表】

種	類	発 表 基 準 等
大雨特	別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特	別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。

暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想 され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想 され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

特別警報を発表するための客観的な指標は次のとおりである。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

次のa又はbのいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

- a 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km 格子が、 共に府県程度の広がりの範囲内で 50 格子以上出現したとき。
- b 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、 共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現したとき(ただし、3時間降水量が 150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の 温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・ 通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風・高潮・波浪 の警報を特別警報として発表し、温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度 の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪 の警報を特別警報として発表する。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

【警報一覧表】

種	類		発	表	基	準	等		
大雨	警報	大雨により重大な災的には参考資料5-1 大雨警報には括弧を 大雨警報(土砂災害、	3 (別)付して、	表 1) 、大雨	のいず j警報(れかの 土砂災	条件に 害)、	:該当する場合である 大雨警報 (浸水害)	る。

	大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5-13(別表3)のいずれかの条件に該当する場合である。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが15cm以上になると予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が2.5m以上になると予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5-13 (別表5)の条件に該当する場合である。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合 に、その旨を注意して行う予報。

【注意報一覧表】

種 類	発 表 基 準 等
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には 参考資料5-13(別表2)のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5-13(別表4)のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には 次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には 次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場 合。

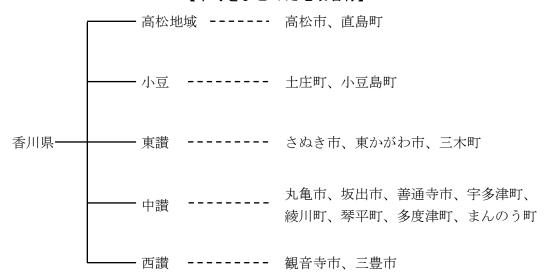
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。
風雪注意報	雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
	「強風による災害」に加え「雪を伴うことによる視程障害等による災害」
	のおそれについても注意を呼びかける。
冲冲沙 李却	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当される場合である。
波浪注意報	は次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあ
	ると予想される場合で、具体的には参考資料5-13 (別表5) の条件に該
	当する場合である。
高潮注意報	高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザ
	ードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が、
	が必要とされる警戒レベル2に相当。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に 言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的に
濃霧注意報	は次の条件に該当する場合である。
	視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」に
	よる災害についての注意喚起が付加されることもある。
	急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体
乾燥注意報	全気の乾燥により火青が発生するねてれがあると予想される場合で、具体 的には火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。
TO/AN ITAN TA	最小湿度が35%で、実効湿度が60%になると予想される場合。
	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体
	的には次のいずれかの条件に該当する場合である。
なだれ注意報	① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される
	場合。 ② 積雪の深さが50cm以上あり、高松地方気象台における最高気温が8℃以
	② 横雪の保さが30cm以上のり、同仏地の気象古におりる取同気温がると以 上又はかなりの降雨が予想される場合。
	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合である
着氷注意報	が、本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係
	が不明確であるため具体的な基準については定めていない。
	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体
着雪注意報	的には次の条件に該当する場合である。
	24時間の降雪の深さが 20cm 以上あり、気温が $-1 ^{\circ}$ から $2 ^{\circ}$ になると予想される場合。
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合であるが、本地
融雪注意報	域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確
	であるため具体的な基準については定めていない。
	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には農
霜注意報	作物への被害が起こるおそれのある次の条件に該当する場合である。
	晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合。
	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には 低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破
低温注意報	製による著しい被害の起こるおそれがある次の条件に該当する場合である。
	高松地方気象台において最低気温が-4°以下になると予想される場合。

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件の関係を調査して 決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

- 2 地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。
- 3 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
- ④ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

【市町をまとめた地域名称】





⑤ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	発表基準等				
大 雨 警 報 (土 の 危 度 度 労 災 定 者 り 海 (土 戒 り っ た い た い た い た り た い た り た り に れ り し っ し っ し っ し っ し っ し っ し っ し っ し っ し	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当。				
大 雨 警 報 (浸水害) の危険度分 布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。				
洪水警報の 危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル 2 に相当。				
流域雨量指 数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。				

⑥ 早期注意報情報(警報級の可能性)

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2 日先から5 日先にかけては日単位で発表される。

大雨に関して、翌日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当する。

⑦ 気象情報

ア 全般気象情報、四国地方気象情報、香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、 特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等 に発表もしくは伝達する。気象情報には、台風、大雨等対象とする現象に応じて様々な 種類がある。重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼びかけるため、見 出しのみの短文で伝える香川県気象情報を発表する。

イ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、(削除)大雨警報発表中に記録的な1時間雨量(90mm以上)を観測又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第1号 令和××年△△月○○日09時17分 気象庁発表

9時10分香川県で記録的短時間大雨 小豆島町内海で102ミリ 9時香川県で記録的短時間大雨 土庄町付近で120ミリ以上 東かがわ市付近で約90ミリ

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、香川県全域に対して発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を香川県全域に対して発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号 令和××年4月20日10時27分 気象庁発表

香川県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しが ある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

⑧ 特別警報・警報・注意報等の伝達

高松地方気象台が特別警報・警報・注意報等を発表した場合は、気象警報等の伝達系統図(参考資料5-8)に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により市及び大川広域消防本部へ一斉同報する。

特に、県は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、 直ちに市へ通知する。市は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知 ったときは、音声告知放送やCATV、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール 等なるべく多くの手段を用いて、直ちに住民に周知する。住民は、特別警報の発表を受け た場合、ただちに命を守る行動をとるものとする。

市及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

(2) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、すでに実施済みの対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報等の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県及び関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に 周知させるよう努める。

また、県は、市及び大川広域消防本部へ香川県防災行政無線の一斉同報により通知する とともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信を活 用し、周知する。

③ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する必要がある。

また、市長は、「避難勧告等の判断基準」に基づき、土砂災害警戒情報が発表された場合には、避難勧告等の発令を判断する。

(3) 水防警報等

- ① 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した県が管理する津田 川及び鴨部川について、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、市その他水防に関 係のある機関に通知する。
- ② 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した県が管理する津田川及び鴨部川について、氾濫危険水位等を定め、水位がこれに達した時は、その旨を水位を示して市等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。
- ③ 四国地方整備局河川国道事務所及び県は、市長に洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(4) 氾濫危険水位到達情報の伝達

市は、県から津田川又は鴨部川において氾濫危険水位到達の通知を受けたときは、音声告知放送やCATV、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール等の多様な手段を活用し、住民に周知するとともに、市長は「避難勧告等の判断基準」に基づき、避難勧告等の発令を判断する。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22 条の規定により、その状況を知事に通報し、知事は速やかに市長に通報する。

火災気象通報の基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一にする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。

3 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察も しくは高松海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた警察又は高松海上保安部 等は、その旨を速やかに市に通報する。

この通報を受けた市は、その旨を速やかに県(危機管理課)、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 竜巻、強いひょうがあったとき。
- ③ 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

4 住民等への伝達等

市及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の多様な伝達手段の活用を図るものする。

【参考資料】

2-16 香川県防災行政無線設備貸付契約書(香川県)

2-17 香川県防災行政無線に関する協定書(香川県)

- 5-7 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 5-8 気象警報等の伝達系統図
- 5-11 土砂災害と前兆現象の種類一覧
- 5-13 注意報・警報の基準 (別表1~5)
- 5-14 土壤雨量指数基準〔1 Km 格子〕(別図2)
- 5-15 雨に関する香川県の50年に一度の値一覧
- 5-16 雪に関する香川県の50年に一度の積雪深と既往最深積雪
- 7-2 さぬき市防災行政無線(同報)設置一覧
- 7-5 津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7-6 土砂災害警戒区域への情報伝達系統図
- 7-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7-8 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- 7-9 香川県防災情報システム

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

主な実施機関

市(全部局)、県(危機管理課)、警察、大川広域消防本部、防災関係機関

1 情報の収集伝達

- (1) 被害規模の早期把握のための活動
 - ① 市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療 機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
 - ② 市は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、大川広域消防本部から 119 番通報の殺到状況等の情報を収集する。
 - ③ 市は、総合支所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
 - ④ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、 出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
 - ⑤ 警察本部は、県警へリコプターのヘリテレ等により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。
 - ⑥ 県は、香川県防災情報員制度により、防災情報員に委嘱した住民からの情報を有効に活 用し、被害状況を早期に把握する。
- (2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達
 - ① 市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

- ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災へリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。
- ③ 警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを県及び警察庁に連絡する。
- ④ 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を 行うものとする。その際、県は市や関係機関が把握している人的被害の数について積極的 に収集し、一方、市や関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県 は、市や関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するも のとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携し

ながら適切に行うものとする。

- ⑤ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、 指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、 上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及 び県に連絡するものとする。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援 助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- ⑥ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。
- (3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市に連絡する。
- ② 市、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報 交換を行う。

(4)被害状況等情報収集の分担

市内の被害状況等の調査にあたっては、災害対策本部の各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各班の情報収集担当表】

部班			刊工	主な協力団体	情報収集の事項		
可		土な励力団件	旧報収集の事項				
総		部	総括班		① 気象情報、地震情報等 ② 水防、消防活動状況 ③ 各班からの情報収集と被害情報のとりまとめ ④ 指定避難所等の開設状況と避難者状況 ⑤ 職員及び家族の被災状況、参集状況 ⑥ 情報ネットワークに関する被害状況		
	務		公共対策班		① 市有施設の被害状況② 資機材の調達状況		
	477		輸送渉外・財 政班		① 人員、資機材の状況② 県等への応援要請の状況③ 応援部隊等の受入状況④ 予算状況		
			情報班		① CATVに関する被害状況		
			会計班		① 出納状況② 災害対策用物資の調達・保管・出納状況③ 義援金の受入状況		
市		部	市民防疫班		① 廃棄物処理施設の被害状況② 防疫関係の状況③ 所管施設の被害状況		
	民		市民班		① 被災世帯の状況 ② 市民からの各種情報		
			災害調査班		① 被害状況調査のとりまとめ ② 被災家屋の状況		

部	班	主な協力団体	情報収集の事項
(市 民 部) 支所班			① 管内の危険個所の巡視、警戒状況 ② 管内の被害状況 ③ 市民からの各種情報
	救護班	社会福祉施設等 管理者・社会福 祉協議会	① 災害救助法の適用② 社会福祉施設(保育所、認定こども園及び児童館)及び幼稚園の被害状況③ 避難状況④ 災害ボランティアの活動状況
健康福祉部	健康班	医療施設等管理 者・医師会・歯 科医師会・薬剤 師会	① 医療施設の被害状況② 医薬品、血液の需要状況③ 保健活動状況④ 所管施設の被害状況
	福祉班	社会福祉施設等 管理者	① 社会福祉施設(保育所、認定こども園及び児童館を除く)等の被害状況 ② 避難行動要支援者の被災状況 ③ 所管施設の被害状況
	施設・調査班		① 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の被害状況② 所管施設の被害状況③ 市営住宅の被害状況④ 被災建築物・被災宅地の危険度判定、応急修理状況⑤ 応急仮設住宅の需要状況
建設経済部	農林水産・土 地改良班	農業協同組合·漁 業協同組合·森林 組合·土地改良区	① 農作物、家畜、山林関係、漁業施設及び 漁船の被害状況② 農地及び農業用施設の被害状況③ 所管施設の被害状況
	商工班	商工会	① 商工観光施設の被害状況 ② 所管施設の被害状況
	下水道班		① 所管施設の被害状況
教育部	教育班	教育施設等管理 者	① 児童生徒等の被災状況② 学校施設等の被害状況③ 文化財の被害状況
	給食班		① 炊き出し需要状況 ② 所管施設の被害状況
病 院 部	病院班		① 利用者の被災状況 ② 市民病院の被害状況
議 会 部	議会班		① 国の機関国会議員等の視察状況
消防団	消防班		① 危険箇所の巡視、警戒状況② 市民からの各種情報

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準(直接即報基準)以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ③ 危険物等に係る事故・原子力災害 等
- (2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等

- (3) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
 - ① 地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
 - ② 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

区分	応急対策室 (平日	∃ 9:30~18:15)	宿直室 (左記以外)	
回線別	電話	FAX	電話	FAX
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553

3 被害の認定

市は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知)で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

【参考資料】

- 1-3 さぬき市防災行政無線施設条例
- 1-4 さぬき市防災行政無線施設管理運用規程
- 2-16 香川県防災行政無線設備貸付契約書(香川県)
- 2-17 香川県防災行政無線に関する協定書(香川県)
- 7-1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7-2 さぬき市防災行政無線(同報)設置一覧
- 7-3 さぬき市防災行政無線(移動)設置一覧
- 7-4 災害時通信連絡系統図
- 7-8 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- 7-9 香川県防災情報システム
- 7-12 香川県地方通信ルート (さぬき市)
- 15-1 火災・災害等即報要領
- 15-2 災害報告取扱要領
- 15-3 災害報告詳細系統図

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、市、県及び防災関係機関は、 無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通 信手段の確保に努める。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、秘書広報課)、県(危機管理課)、防災関係機関

1 災害時の通信連絡

市、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。また、市は、市防災行政無線、音声告知放送、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール等を利用して住民へ災害情報等を積極的に提供する。

(1) 香川県防災行政無線の運用

県は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

県は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直 ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置の燃料確保の措 置をとる。

② 通信回線の確保

ア 通信規制の実施

内線電話からの県防災行政無線の利用を制限する措置をとる。また、必要に応じ、県 庁統制局への発着信規制を行う。

イ 直通回線の設定

必要に応じ、市又は出先機関との間に直通電話を開設する。

(2) 香川県防災情報システムの運用

市、県及び防災関係機関は、香川県防災情報システムを利用することにより、気象情報、 水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本に申請を行い承諾 を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用 電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電 話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であると きは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と市との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保 するものとする。

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

市及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総

務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA、簡易無線)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

市及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

市は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 市防災行政無線の運用

市は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

② 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、防災行政無線(移動系)を使用する。

③ CATVとの連携

市は、市防災行政無線の運用にあたり、災害時の状況を的確に判断し、CATVと効率的な連携を図る。

(10) CATVの利用

市は、CATVを利用して、住民等へ災害情報を積極的に提供するとともに、緊急告知放送の媒体としても利用する。

(11) 安全安心システム等の利用

市は、安全安心コミュニティシステムや緊急速報メールを利用して、電子メールで住民等へ災害情報を積極的に提供する。

(12) 放送の要請

市は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

2 通信施設の応急復旧

市は、市防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

3 最新の情報通信関連技術の導入

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【参考資料】

- 1-3 さぬき市防災行政無線施設条例
- 1-4 さぬき市防災行政無線施設管理運用規程

- 2-16 香川県防災行政無線設備貸付契約書(香川県)
- 2-17 香川県防災行政無線に関する協定書(香川県)
- 2-19 さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書(長尾土木事務所 外)
- 2-38 災害時における非常通信の協力に関する協定書(さぬき市非常通信協力会)
- 7-1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7-2 さぬき市防災行政無線(同報)設置一覧
- 7-3 さぬき市防災行政無線(移動)設置一覧
- 7-4 災害時通信連絡系統図
- 7-8 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- 7-9 香川県防災情報システム
- 7-10 災害対策用移動通信機器無償貸与制度
- 7-11 災害対策用移動電源車貸与制度
- 7-12 香川県地方通信ルート (さぬき市)

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、 市、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時 かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、市、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

主な実施機関

市(秘書広報課、総務課、危機管理課)、県(広聴広報課、県民活動・男女共同参画課、危機管理課)、防災関係機関

1 被災者等への広報活動

- (1) 市の広報活動
 - 広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況(人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等)
- ウ 避難勧告等、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- 工 応急救護所開設状況
- 才 給食、給水等実施状況
- カ 二次災害の危険性に関する情報
- キ 安否情報
- ク 道路交通、交通機関に関する事項
- ケ 電気、ガス、水道等の供給状況
- コ 一般的な住民生活に関する情報
- サ 民心の安定に関する事項
- シ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ス 被災者生活支援に関する情報
- セ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

ア 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。

- イ CATV(音声告知放送を含む。)及び防災行政無線(同報系)による広報
- ウ 広報車等による広報及び指定避難所等への広報担当者の派遣
- エ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- オ インターネット (ホームページ、ソーシャルメディアなど) の活用による広報
- カ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡

キ 安全安心コミュニティシステム及び香川県防災情報システムによるメール配信

ク Lアラート(災害情報共有システム)による情報配信

(2) 県の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、住民に関係ある次の事項について広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況(人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等)
- ウ 二次災害の危険性に関する情報
- 工 安否情報
- オ 道路交通、交通機関に関する事項
- カ 民心の安定に関する事項
- キ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

ア 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。

- イ ヘリコプター、広報車等による広報
- ウ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- エ インターネット(県ホームページ、ソーシャルメディアなど)の活用による広報
- オ Lアラート(災害情報共有システム)による情報配信
- カ 防災アプリ
- キ その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

(3) 防災関係機関の広報活動

広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、 積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

市、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、市役所、寒川庁舎等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

なお、市は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

- 7-1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7-2 さぬき市防災行政無線(同報)設置一覧
- 7-4 災害時通信連絡系統図
- 7-8 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- 7-9 香川県防災情報システム

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会 秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関

市(福祉総務課、危機管理課)、県(健康福祉総務課)

1 適用基準

市における災害救助法による救助の適用基準は、市の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家の滅失した世帯(全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく 損傷した世帯にあっては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に 居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。) が80世帯以上であること。
- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市の区域内で住家の滅失した世帯の数が40世帯以上であること。
- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を必要とする 状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

- (1) 市は、市の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、 直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因
 - ③ 災害発生時の被害状況
 - ④ 既にとった措置
 - ⑤ 今後の措置等
- (2) 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、直ちに、救助を実施し、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、市において実施するよう通知する。
- (3) 市は、災害救助法の適用にかかる災害報告(災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告)を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、 災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が実施する。 この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める『災害救助法による救助の程度、方法及び期間』による。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、市の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を 得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

(3) 救助に必要な物資の供給等

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡 調整を行うものとする。

【参考資料】

15-4 災害救助法による災害救助基準

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、市民病院)、消防団、大川広域消防本部、県(危機管理課)、警察、高松海上保安部、自衛隊、自主防災組織

1 市及び消防本部の活動

- (1) 市及び消防本部は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命 救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 市及び消防本部は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、市の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救助活動に関し、防災へリコプターを効果的に運用する。
- (2) 県は、市から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示等を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

3 警察の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

4 高松海上保安部の活動

- (1) 高松海上保安部は、船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 市又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手段又は情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつ

- つ、連携して活動するものとする。
- 6 住民及び自主防災組織、事業者の活動
- (1)被災地の住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

7 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2)消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

- 6-1 大川広域消防本部現勢
- 6-2 消防団現勢

第10節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関

市(国保・健康課、市民病院、津田診療所)、県(医務国保課、薬務感染症対策課、病院局県立病院課)、(独)国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊、(一社)香川県医師会、医療機関

1 現地医療体制

(1) 医療救護班の派遣

- ① 市は、医療救護が必要と認めたときは、協定に基づき大川地区医師会等に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた大川地区医師会等は医療救護班を編成し派遣するものとする。
- ② 市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに災害派遣医療チーム(DMAT)や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市から応援要請があった場合は、DMAT指定医療機関、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)、香川県医師会災害医療チーム(JMAT香川)、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ④ 派遣要請等を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。
- ⑤ 県は、他県のDMAT等の受入調整を行うものとし、遠方からのDMAT参集について は空路参集を検討する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び 支援を行うものとする。
- ⑥ 県は、DMATの活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、香川県医師会災害 医療チーム(JMAT香川)、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国 こどもとおとなの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師 会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を 得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るもの とし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を 行うものとする。その際、県は医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) 応急救護所の設置

- ① 市は、医療救護を行うため、適当な場所(保健センター等)に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の業務を担当する。

- ア トリアージ
- イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- ウ 救護病院等への患者搬送の支援
- エ 助産活動
- オ 死亡の確認及び死体の検案
- カ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告
- キ その他必要な事項

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

- ① 市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の業務を担当する。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - 才 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等 の報告
 - ク その他必要な事項

(2) 広域救護病院の医療救護

- ① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。
- ② 広域救護病院は、次の業務を担当する。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の受入及び処置
 - ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
 - エ 広域医療救護班の派遣
 - オ 県内・県外医療搬送の支援
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録並びに災害対策本部及び香川県災害対策本部への措置状況等の報告
 - ク その他必要な事項

3 保健医療活動の総合調整

県は、必要に応じて、香川県災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うとともに、市の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

4 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関(必要に応じ、県外の医療機関)への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市又は県が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 県下全域での確保
 - ① 県は、地震発生後速やかに医薬品等取扱業者、県立病院、保健所及び公的医療機関の被災状況並びに不足するおそれのある医薬品及び救護用資機材の品目とその保有数量を把握する。
 - ② 県は、災害時における医薬品等を確保するため、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川支部及び香川県医療機器販売業協会に対し救護病院等で使用する医薬品等の供給について、また、香川県医薬品小売商業組合に対し一般用医薬品の供給について、協力を要請する。

(2) 救護所での確保

① 市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。

なお、医薬品等の不足が生じたときは、市は、県に調達又は斡旋を要請する。

② 県は、市から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等及び香川県医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し、供給を要請する。

また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対し協力を要請する。

6 血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請する。
- ② 香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- ③ 採血車が出動した場合には、住民の献血が促進されるように、市は、住民に対して献血活動の広報を行う。

(2) 血液の輸送

- ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等による。
- ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請する。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

県、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

- 2-7 災害時における医療救護活動に関する協定書(大川地区医師会)
- 2-8 災害時における医療救護活動に関する協定書(大川歯科医師会)
- 2-9 災害時における医療救護活動に関する協定書(大川薬剤師会)
- 8-1 香川県医療救護計画
- 8-2 大災害時の医療救護体制
- 8-3 標準備蓄医薬品等一覧
- 8-4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 8-5 災害時の血液の確保系統図
- 8-6 東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル

第11節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、政策課、財産活用課、都市整備課)、県(危機管理課、道路課、港湾課)、警察、自衛隊、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松空港㈱、高松海上保安部、西日本高速道路㈱

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、 物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- (1) 市は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し緊急輸送を実施する。
- (2) 市は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請する。
- (3) 県は、市から応援を要請された場合には、次の方法により車両等を確保する。
 - ① 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー業者等 への協力要請
 - ② 自衛隊へ輸送車両等の派遣要請
 - ③ 他の都道府県へ輸送車両等の応援要請

- ④ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
- (4) 四国運輸局は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自動車運送事業者、海上運送 事業者及び鉄道事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行う。なお、自動車運送事業者に係 るものにあっては、香川運輸支局を通じて措置する。
- (5) 高松空港事務所、及び高松空港㈱は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、航空運送事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行う。
- (6) 高松海上保安部は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する巡視船艇、 航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。
- (7) 自衛隊は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶 等を用いて緊急輸送活動を実施する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど 必要な情報を把握する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者等と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 緊急輸送拠点等の確保

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県はあらかじめ指定する一次(広域)物資拠点等を、市はあらかじめ指定する二次(地域)物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市は臨時ヘリポートの確保を行い、県は着陸場の情報管理を行うものとする。

さらに、防災機能強化港の耐震強化壁の周辺部においては、迅速で効率的な荷役・配送等を 行うため、十分な広さを有する荷捌き地等の確保に努める。

【参考資料】

- 2-10 災害時における物資等の輸送に関する協定書(トラック協会大川支部)
- 2-11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書(レッカー協同組合)
- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書(建設業協会)
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書(香川県造園協会)
- 2-36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書

(赤帽香川県軽自動車運送協同組合)

- 11-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 11-3 緊急通行車両事前届出済車両
- 11-4 緊急輸送路図
- 11-5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

- 11-8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11-9 香川県民間物流拠点一覧

第12節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、 航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、政策課、財産活用課、生活環境課、都市整備課)、県(交通政策課、危機管理課、道路課、港湾課)、警察、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松空港㈱、高松海上保安部、西日本高速道路㈱

1 陸上交通の確保

(1)情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察へリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。(風水害の発生のおそれの場合も交通規制を行う場合はある。)

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(本節において「道路管理者等」という。) 等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、 関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。 その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての 活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

- ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能 回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等、市、県の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- オ 香川県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

④ 降雪予測等による通行規制予告(新規)

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県や国土交通省 又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等(雪害においては除雪を含む。)を行い、道 路機能の確保に努める。

- ① 路上の障害物の除去(雪害における除雪を含む。)について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて必要な措置をとる。
- ② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急に必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 国又は県は、道路管理者等である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通 行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における 除雪を含む。)に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第76条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、市は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- ② 緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、市は、市有車両等については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。
- ③ 市有車両等では不足するために、市が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 海上交通の安全確保

(1)情報収集

市は、県、高松海上保安部等防災関係機関と協力して、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の安全確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

- ① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。
- ② 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

- ① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶 交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ④ 高松海上保安部等は、水路の水深に変化を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、 速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- (4) 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務(削除)を、 国土交通省に要請するものとする。

3 航空交通の確保

- ① 市は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。
- ② 市は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を 必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。
 - ア 救急活動
 - イ 救助活動
 - ウ 災害応急対策活動
 - 工 火災防御活動

- 2-5 香川県防災ヘリコプター応援協定(香川県・県内全市町)
- 2-6 災害時における情報交換及び支援に関する協定(四国地方整備局)
- 2-11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書(レッカー協同組合)
- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書(建設業協会)

- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書(香川県造園協会)
- 2-36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書

(赤帽香川県軽自動車運送協同組合)

- 11-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 11-3 緊急通行車両事前届出済車両
- 11-4 緊急輸送路図
- 11-5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 11-6 異常気象時における道路通行規制基準
- 11-7 異常気象時道路通行規制箇所図
- 14-1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14-4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14-5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 14-6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

第13節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難勧告又は避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。災害救助 法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、秘書広報課、生活環境課、福祉総務課、障害福祉課、 国保・健康課、子育て支援課、長寿介護課、教育委員会事務局、消防団)、県 (危機管理課)、消防本部、警察、高松海上保安部、自衛隊

1 避難の勧告又は指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難勧告又は避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始を行う。

また、県は、市町から求めがあった場合には、避難勧告又は避難指示(緊急)及び避難準備・ 高齢者等避難開始の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難勧告等が発令 されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

なお、避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努める。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
勧	市長	災害対策 基本法第 60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある 場合において、人命の保護等のため特に 必要があると認めるとき。	避難のための立退きの 勧告、必要があると認 めるときは立退き先を指
告	知 事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	示 (市は県に報告)
指示	市長	災害対策 基本法第 60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある 場合において、人命の保護等のため特に 必要があると認めるときで、かつ急を要する と認めるとき。	避難のための立退きの 指示、必要があると認 めるときは立退き先を指 示
	知 事			市長が上記の事務を行うことができないと き。	(市は県に報告)
	警察官 海上保安官	災害対策 基本法第 61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの 指示、必要があると認 めるときは立退き先を指 示 (市に通知)
	知事、その 命を受けた 職員又は水 防管理者	水防法第 29条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危 険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの 指示(水防管理者のと きは、当該区域を管轄 する警察署に報告)
	知事又はそ の命を受け た職員	地すべり 等防止法 第25条	地すべりに ついて	地すべりにより著しい危険が切迫していると 認められるとき。	避難のための立退きの 指示(当該地区を管轄 する警察署に報告)
	警 察 官	警察官職 務執行法 第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれが ある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれの ある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
	災害派遣を 命じられた 部隊等の自 衛官	自衛隊法 第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれの ある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する 者に報告)

2 避難準備・高齢者等避難開始

- (1) 市は、避難勧告を発令する前段階において、一般住民及び避難行動要支援者等の特に避難 行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行 動支援対策と対応しつつ、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市が避難準備・高齢者等避難開始を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動する。

3 災害発生情報

- (1) 市は、災害が発生したことを把握した場合、可能な限り災害が発生している地域の住民に対して、命を守るための最善の行動を促す災害発生情報を発令するものとする。
- (2) 住民は、発生した災害に関する情報を収集し、命を守るため、当該災害の状況に応じた最善の行動を速やかにとる。

4 避難の勧告等の内容及び周知

- (1) 市は、次の事項を明らかにして、住民等に避難勧告等の周知を行う。危険の切迫性に応じて避難の勧告又は指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
 - ① 避難を必要とする理由
 - ② 避難の対象となる地域
 - ③ 避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)
 - ④ 避難経路
 - ⑤ 警戒レベル
 - ⑥ その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品など)

避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを 得ないときは、居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (2) 市が避難勧告等を発令する際は、防災行政無線、CATV、音声告知放送、広報車、安全 安心コミュニティシステムや香川県防災情報システム、携帯電話の避難情報伝達システムの メール配信や一斉同報機能を活用した緊急速報メールの配信、Lアラート(災害情報共有シ ステム)への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織 などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。
- (3) 情報の伝わりにくい要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。
- (4) 市は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行う。
- (5) 災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合は、市に代わって県が、一斉

同報機能を活用した緊急速報メール配信等を活用し、避難勧告等を配信する。

- (6) 市は、避難勧告等の発令中は、継続的な周知を図る。
- (7) 住民は、市が避難勧告等を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的 に避難情報や気象情報などの情報収集に努める。

5 避難誘導

- (1) 市は、警察、消防機関等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織や自治会、職場、学校等の単位ごとに避難誘導を実施する。特に、避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者、幼児、外国人等の要配慮者や出張者、旅行者等に配慮した適切な対応を実施する。
- (2) 避難支援等関係者は、自らの安全確保を図るとともに、避難行動要支援者の避難を支援する。
- (3) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。なお、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。
- (4) 県は、被災者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共 機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、 被災者の運送を要請するものとする。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

6 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 要配慮者の避難行動を支援しながら、可能な限り、自治会、自主防災組織等の集団で安全な場所に避難する。
- (2)避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。
- (3)避難は、原則として安全な場所への避難とするが、災害の種類や状況により屋外を移動して避難するよりも屋内で留まる方が安全な場合は、屋内で待避する。

7 指定緊急避難場所の開設

(1) 市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合に、避難しなければならない者を一時的に収容するため、災害の種類ごとに指定した指定緊急避難場所を速やかに開設する。

また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物 を収容するスペースを確保するよう努める。

(2) 市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合に、指定緊急避難場所を

開設したときは、速やかに住民等にその場所等を周知するとともに、避難すべき者を誘導する。

(3) 住民は、災害の種類や状況により開設を待たずに指定緊急避難場所に避難することもできる。

8 指定避難所の開設

- (1) 市は、被災者が一定期間滞在するため一定の生活環境が確保された指定避難所を開設する。 また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。 なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。
- (2)指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。 ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。
 - なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- (3) 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。
- (4) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶 による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原 則として開設しないものとする。
- (5) 市は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告するものとする。

9 指定避難所等の運営

- (1) 市は、関係機関、自主防災組織、災害ボランティア、住民及び指定避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、施設の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した指定避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意 しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水 等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、 福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市 に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、 仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難

者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努める。

なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する 情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。

(5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意する。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、 情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

(6) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等 男女双方の視点に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (7) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市の職員を配置する。また、保健 師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場 合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要 な場合には、警察官を配置するものとする。
- (8) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

10 指定避難所外避難者等への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は、市が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

11 広域一時滯在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県は、 市が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるとき は、県内の他の市町との協議を市に代わって行い、また、市からの要求を待ついとまがない ときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行うものとする。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在について

助言を行うものとする。

- 2-20 災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定(津田福祉会 外)
- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書(長尾福祉会 外)
- 2-22 災害時における施設使用に関する協定(香川県信用組合)
- 2-23 災害時におけるさぬき市とさぬき市内郵便局の協力に関する協定書
- 12-1 指定緊急避難場所一覧
- 12-2 指定避難所一覧
- 12-3 避難勧告等の判断基準
- 12-4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】

第14節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き 出し等による食料の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、農林水産課、福祉総務課、学校教育課、学校給食調理場)、県(危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課)、自衛隊

1 食料の調達

- (1) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、必要に応じ、又は市から要請があったときは、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。又は、緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (3) 県は一次(広域)物資拠点を、市は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (4) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (5) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国 に対して調達、供給の要請を行う。
- (7) 県は、必要に応じて、農林水産省(本省)に対し、災害救助用米穀の供給要請を行う。

2 炊き出しその他による食料の供給

(1) 対象者

- ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 指定避難所に収容された者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできな い者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品等

- ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、 漬物等の副食も供給する。
- ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- ④ 飲料水 (ペットボトル等)を供給する。

(3) 炊き出しの実施

- ① 市は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字 奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
- ② 市は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、 市町から要請があれば、次の措置を行うものとする。
 - ア 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - イ 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。
 - ウ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
 - エ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
 - オ 自衛隊に対して派遣要請を行う。
 - カ 指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を 要請する。
- (4)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書 (フジ)
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書(マルナカ)
- 10-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10-2 生活必需物資等の調達方法
- 10-3 緊急物資の備蓄マニュアル (香川県)
- 11-8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11-9 香川県民間物流拠点一覧

第15節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、被災地のニーズに応じて、 飲料水及び生活用水の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行 う。

主な実施機関

市、香川県広域水道企業団、、県(水資源対策課、環境管理課)、(公社)日本水道協会香川県支部、自衛隊

1 給水の確保等

(1)被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。

(削除)

(2)飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は(公社)日本水道協会 香川県支部に対して、資機材の提供・貸借や給水活動の応援等を要請する。
- (2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 市の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面 や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、(削除)必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
- (3) 市は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (4)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

- 2-12 災害時における救援物資提供に関する協定書(四国コカコーラボトリング)
- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書(フジ)
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書(マルナカ)
- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書(上下水道工事業組合)
- 10-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10-2 生活必需物資等の調達方法
- 10-3 緊急物資の備蓄マニュアル (香川県)
- 11-8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11-9 香川県民間物流拠点一覧

第16節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、被服、寝具、 日用品等生活必需品の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行 う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、福祉総務課)、県(危機管理課、健康福祉総務課、 経営支援課)

1 生活必需品等の調達

- (1) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、市から要請があったとき、又は、緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと 認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品 等の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業 者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (3) 県は一次(広域)物資拠点を、市は二次(地域)物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (4) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (5) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (7) 市及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時 宜を得た物資の調達に留意するものとするとともに、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズ や男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 生活必需品等の配分

- (1)対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は 毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手する ことができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

【供給する生活必需品】

種類	品目			
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等			
外衣	洋服、作業着、子供服等			
肌着	シャツ、パンツ等の下着			
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等			
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等			
食器	茶碗、皿、はし等			
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等			
光熱材料	マッチ、プロパンガス等			

- (3) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (4) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。 県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5)被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、車中避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書(フジ)
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書(マルナカ)
- 2-15 災害時における物資供給に関する協定書(コメリ災害対策センター)
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書(電気工事工業組合)
- 2-28 災害時の協力に関する協定書(四国電力)
- 2-29 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書(香川県LPガス協会)
- 10-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10-2 生活必需物資等の調達方法
- 10-3 緊急物資の備蓄マニュアル (香川県)
- 11-8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11-9 香川県民間物流拠点一覧

第17節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持する ために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関

市(生活環境課、国保・健康課)、県(健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感 染症対策課、生活衛生課、保健所)

1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3)市は、県が感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、 感染症法に基づく県の指示により、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・ 昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 市は、県が感染症予防上必要と認めたときは、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- (6) 市は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 市は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染 症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の 市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に 必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対し て応援要請を行う。

2 保健衛生対策

(1)健康相談等

- ① 市は、県、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に指定避難所等を 巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等によ り、特に高齢者や障害者などの要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相 談を行う。
 - ア 在宅医療を受けている患者等への生活指導
 - イ 助産師等による妊産婦への保健指導
 - ウ 乳幼児、高齢者、障害者、慢性疾患患者等への健康相談
 - エ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア また、県は、健康相談等を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援

要請を行う。

② 市は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

- ① 市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、 次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療(精神療法、各種 表現療法、薬物療法等)等を行う。
 - ア 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
 - イ 子供、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい 者
 - ウ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
 - エ ボランティアなど救護活動に従事している者
 - オ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者
- ② 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都 道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム(災害派遣精神医療チーム (DPAT)を含む)の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。

【市内の精神科医療機関】

病院名		電話番号	
さぬき市民病院	〒769−2393	さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-43-2521
岡病院	〒769−2101	さぬき市志度 1562	087-894-5050
図子メンタルクリニック	〒769−2101	さぬき市志度 2383-1	087-870-2355

③ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム(災害派遣精神医療チーム (DPAT) を 含む)の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

- ① 市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。 栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。
 - ア 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
 - イ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
 - ウ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
 - エ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
 - オ その他必要な栄養相談・指導
- ② 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療活動の総合調整

県は、必要に応じて、香川県災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、 保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健 医療活動の総合調整を行うものとする。

3 食品衛生対策

県は、市及び(公社)香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1)被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い等についての監視指導を行う。
- (2) 炊き出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。
- (3) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき指導を行う。
 - ① 救援食品の衛生的取扱い
 - ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ③ 配布された弁当等の適切な保管(通風のよい冷暗所等)と早期喫食(期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄)
 - ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (4) 食中毒が発生したときには、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市も協力して原因を究明する。

- 9-1 防疫活動組織計画(香川県)
- 9-2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 9-3 栄養相談・指導活動体系図
- 9-4 精神保健活動体系図

第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の 保全、住民生活の確保を図る。

主な実施機関

市(生活環境課)、県(廃棄物対策課、建築指導室)

1 処理体制

- (1)市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、 廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 県は、市が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、市から要請があったとき 又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対 して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場 として、県有未利用地等を必要に応じて提供する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物 処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩 に留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、住民に周知を行う。

(2) し尿処理

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう必要に応じて 速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄 に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
- ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設又は受入れが可能な浄化センターに搬入し処理する。

(3) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所 を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処

理する。

- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 市は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定している。
- (2) 県は、香川県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎データや処理に 係る手順を整理した香川県災害廃棄物処理計画を策定している。

また、市において、実効性のある計画が策定されるよう必要な助言を行う。

- (3) 市及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が 円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の 高いものとなるよう見直しを図る。
- 4 住民への周知

市及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net) や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

- (1) 市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 市及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

【参考資料】

9-7 一般廃棄物処理施設

9-8 一般廃棄物収集運搬車両

【その他参考資料】

香川県災害廃棄物処理計画(平成28年3月策定)

第19節 遺体の捜索、処理及び埋葬計画

災害時において、死者(行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。)が発生した場合は、捜索、処理及び埋葬を速やかに行う。災害救助法が適用された場合も、 知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、福祉総務課、生活環境課、消防団)、県(生活衛生課)、警察、高松海上保安部

1 遺体の捜索

- (1) 市は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。
- (2)遺体の捜索に当たっては、警察、高松海上保安部等の協力を得て、捜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置等

- (1) 市は、遺体について、関係団体等が組織する救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市、県及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短時間に埋葬 又は火葬ができない場合等においては、適当な場所(寺院、公共施設等)に遺体の収容所を 開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 市は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 市は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 市は、必要に応じて、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等を県に協力要請する。県は、 市から、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、香川県葬 祭業協同組合等に協力を要請する。
- (4) 市は、火葬場の被災や火葬する死体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の 斡旋等について県に要請する。県は、火葬場の斡旋等について市から要請があったとき又は 被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対 して、必要な応援を要請する。

- 9-9 香川県広域火葬計画
- 9-10 火葬場
- 9-11 遺体収容場所
- 9-12 遺体検視場所

第20節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、入居に際しての利便を図る。

また、住家に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、都市整備課)、県(住宅課)

1 発災後の市の対応

市は、災害が発生し住宅を失った被災者が発生した場合、次のことを行う。

- (1)被害状況を把握し、県に報告する。
- (2)被害の初期状況から大まかな応急仮設住宅の必要戸数を推計するとともに、その結果を確認する。
- (3) 追加情報により応急仮設住宅の必要戸数を見直す。
- (4) 建設用地の確認及び選定を行うとともに、建設要請を行う。
- (5) その他、応急仮設住宅の確保に必要な措置を県と協議して行う。

2 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、市と協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、市は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。 ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。この場合は、 建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3)建設戸数

建設戸数は、市内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建 てと(削除)する。

(5) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行

われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県から委託された市が 実施する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮す る。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の 損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができな い者に対する必要最小限の応急修理を行う。

(1)対象の選定

応急修理対象住宅の選定は、市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において 実施するよう通知することができる。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、市内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、 県が市町相互間において修理戸数の融通を行う。

4 障害物の除去

- (1) 市は、住家に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者 のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。
- (2) 県は、市から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

5 公営住宅の特例使用

市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。 (行政財産の目的外使用許可手続による。)

6 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市及び不動産業者関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。

特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみで は膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を 図るものとする。

7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、県の協力要請により、会員業者を県に報告し、市は県から会員業者の情報提供を受ける。

また、市は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書(建設業協会)
- 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(建設労働組合)
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書(香川県造園協会)
- 15-6 応急仮設住宅の供給に関する基本方針(香川県)
- 15-7 応急仮設住宅建設候補地

第21節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、 被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、生活環境課、消防団)、自主防災組織、警察、高松海上保安部

1 陸上における防犯

(1) 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

(2)消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び指定避難所等において、次の事項に 留意して、パトロールを実施する。

- ① 居住者のいない被災住宅の防犯
- ② 被災住宅における出火の防止
- ③ 在宅の高齢者、障害者等の支援
- ④ 地域の安全確保

2 海上における防犯

高松海上保安部は海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ災害発生地域の周辺海域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行う。

- 6-2 消防団現勢
- 15-9 自主防災組織の現状

第22節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行う。

主な実施機関

市(教育委員会事務局)、県(総務学事課、教育委員会)

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 市及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。
 - ① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、 負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保 護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに教育委員会に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設及び設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設及び設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設及び設備の応急復旧を行うものとする。
- (4) 指定避難所に指定されている施設においては、指定避難所を開設する旨の連絡があった場合には、指定避難所の開設準備に協力するため、学校の担当職員を定め、指定避難所開設に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 市及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導 及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒、教職員等の被災状況、学校施設及び設備の被害及び復旧状況、交通 及び通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次によ り教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、

指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。

- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 指定避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、 速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握 に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1)授業料の減免等

市及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品等の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた 市は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から 配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行うものとする。

(3) 学校給食の実施

市は、委託業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設及び設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の 確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、 負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1)被災時の応急措置

国・県・市指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに教育委員会を通じて香川県教育委員会に連絡するとともに、香川県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2)被害状況の調査

被害状況の調査は、教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、香川県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

香川県教育委員会は、教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

- (1) 教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、香川県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。
- (3) 教育委員会は、埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第23節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関

市(秘書広報課、生活環境課、子育で支援課、障害福祉課、長寿介護課、国保・健康課、農林水産課、商工観光課、都市整備課、市民病院)、県(環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課)、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松空港㈱、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路㈱、四国旅客鉄道㈱、高松琴平電気鉄道㈱

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関及び団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、市、警察署等に状況を連絡するなど、 二次災害の防止に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設 の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上 輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- (2) 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されると きは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

市及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。

9 空港施設

- (1)高松空港事務所及び高松空港(株)は、空港の基本施設、管制施設、航空保安施設等について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するため、応急復旧を行う。
- (2) 高松港湾・空港整備事務所は、高松空港事務所及び高松空港(株)と協力して被害状況を把握するとともに、必要に応じて、空港の機能回復のため滑走路等の応急復旧を行う。

10 病院、社会福祉施設等公共施設

市及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

11 廃棄物処理施設

(1) 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点と しても活用するよう努める。

12 放送施設

- (1) 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。
- (2) 放送事業者は、市、県等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や住民等及び観光客等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するため、テレビにおける字幕放送の活用に努める。

また、市、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

(3) 市は、CATVの放送施設及び設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、 仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。また、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、 又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

13 海域関連施設

市は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう、県及び国と役割分担について連絡調整を行う。

- 2-6 災害時における情報交換及び支援に関する協定(四国地方整備局)
- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書(建設業協会)
- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書(上下水道工事業組合)
- 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(建設労働組合)
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書(電気工事工業組合)
- 2-28 災害時の協力に関する協定書(四国電力)
- 2-29 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書(香川県LPガス協会)
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書(香川県造園協会)

第24節 ライフライン等応急復旧計画

電気、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関

市(下水道課、秘書広報課)、県(下水道課)、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力㈱香川支店、NTT 西日本㈱香川支店、㈱NTT ドコモ四国支社、KDDI㈱四国支店、NTT コミュニケーションズ㈱、ソフトバンク㈱

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等の緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき、又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等の緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。 また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、指定避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信 施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広 報活動を行う。

(4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国(総務省)を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

3 水道施設

- (1) 水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設(貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等)ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要 に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、 資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて住民生活への影響を考えて、緊急度の高い指定避難所や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。
 - ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間 団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) 市及び県は、水道事業者の復旧活動に必要に応じて協力する。
- (4) (独)水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、関係機関に状況を 連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。
- (5) 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

4 下水道施設

市は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

(1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。

- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 市は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書(上下水道工事業組合)
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書(電気工事工業組合)
- 2-28 災害時の協力に関する協定書(四国電力)
- 2-29 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書(香川県LPガス協会)

第25節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関

市(農林水産課)、県(みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、 畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課)

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を 防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ (移動用 ポンプ) により湛水の排除に努める。
- (3) 市、土地改良区及び県等は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、 堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放 し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係 機関における情報共有に努める。
- (4) 市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路 の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 県は、被害の実態に応じて、市、香川県農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に 必要な技術指導を行う。
- (2) 県は、香川県種子協会に対して、転用種子などの再播種用種子の確保について指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努める。
- (3) 県は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、市、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。また、農薬を確保するため、香川県農業協同組合又は県内農薬卸売業者に協力を依頼するものとする。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 県は、市、畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- (2) 県は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市、畜産関係団体等の協力を得て、必要に応じ家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 県は、市、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林 に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 県は、市、森林組合等の協力を得て、森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病害虫

等の防除等について、必要な技術指導を行う。

5 水産物に対する応急措置

- (1) 市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (2) 県は、市、漁業協同組合等の協力を得て、被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う。

第26節 ボランティア受入計画

災害時においてボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、福祉総務課)、社会福祉協議会、県(男女参画・県民活動課、 危機管理課、健康福祉総務課)、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県 支部

1 受入体制の整備

- (1) 市は、災害が発生したとき、県を通じて、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字 社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況等の情報 を提供する。
- (2) 社会福祉協議会は、災害が発生したとき、ボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターを設置するものとする。
- (3) 香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、 機関の連携協力のもと社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (4) 市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア 支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社 会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の 構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把 握する。これにより連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティア(削除) の生活環境について配慮するものとする。
- (5) 市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地の支援活動を行う。
- 3 ボランティアの活動分野 災害時の災害ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ① 災害ボランティア情報の収集、発信
 - ② ボランティアと県等との仲介、調整
 - ③ 活動資材の調整
 - ④ 災害ボランティアセンターへの支援
 - ⑤ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 災害ボランティアセンターの主な役割
 - ① 被災地のボランティアニーズの把握
 - ② 被災地へのボランティアの派遣
 - ③ ボランティア情報の収集、発信
 - ④ ボランティアと市等との連絡、調整
 - ⑤ ボランティアへの対応
 - ⑥ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第27節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、秘書広報課、福祉総務課、子育で支援課、障害福祉課、長寿介護課、国保・健康課、学校教育課)、消防本部、県(国際課、危機管理課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課)、警察、社会福祉協議会

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 市は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難 行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に 努める。
- (2) 市は、難病患者への対応のため、県との連携を図る。
- (3) 市は、援護が必要な者を発見したときは、医療機関や指定避難所への移送、施設への緊急 入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの 把握等を行う。
- (4) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅、指定避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 市は、被災により、居宅、避難施設等では生活できない高齢者、障害者、難病患者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時 入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 市及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に 伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字 放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話奉仕員、点訳奉仕 員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの 保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 市は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を 探るとともに、児童福祉施設での受入れや里親の委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の

整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 市及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。

- (3) 市は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 県は、市からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳者、語学ボランティア等の派遣を要請するものとする。
- (5) 県は、市からの報告に基づき、在県外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、市、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 市及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの 確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム (DWAT)

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣を要請する。
- ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がDWATを派遣する必要があると認めるとき。
- ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から県にDWATの派遣要請が あったとき。
- ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にDWATの派遣要請があったとき。
- ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉 の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。
- ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
- ② 要配慮者のスクリーニング
- ③ 要配慮者からの相談対応
- ④ 介護を要する者への応急的な支援

- ⑤ 避難環境の整備
- 6 配慮すべき事項

市及び県は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員、児童委員、住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書(長尾福祉会 外)
- 3-7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 7-5 津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7-6 土砂災害警戒区域への情報伝達系統図
- 7-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 9-3 栄養相談・指導活動体系図
- 9-4 精神保健活動体系図
- 12-3 避難勧告等の判断基準
- 12-4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】
- 15-9 自主防災組織の現状

第28節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所等に同行避難してきたり、 飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、 飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収 容、治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう、県等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動 物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関

市(生活環境課、農林水産課)、県(生活衛生課、保健所、畜産課)、中国四国地方環境事務所、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等

1 同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割)

災害時に指定避難所等へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所等の責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物(危険な動物)の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所等における動物の適正飼養対策

市は、県等と協力して、指定避難所等での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、 指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所等で動物が適正に飼 養できるための必要な措置をとるよう努める。

県は、指定避難所等に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行なう。

4 被災動物救護活動対策

市は、県と連携を図り、各指定避難所等を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

また、県は、災害時には、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所等に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第29節 水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

主な実施機関

市(全部局、消防団)、県(みどり整備課、土地改良課、水産課、河川砂防課、 港湾課)、四国地方整備局

1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

市及び県は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

2 水防活動

- (1) 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市が行う水防のための活動に協力するものとする。
- (2) 市は、河川管理者から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- (3) 市及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。 なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
- (4) 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防災操作を行う場合等(ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越流する場合等)には、県土木事務所等から、直接、市長等へ情報伝達するホットラインを活用する。
- (5) 市は、河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく と危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し 最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (6) 市は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の近隣市町に通報 しなければならない。また、決壊箇所については、市、県、関係機関等が相互に協力して、 できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (7) 洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身 の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

3 土砂災害防止活動

(1) 市は、土砂災害危険箇所がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現

地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。

- (2) 市は、土砂災害が予想されるときは、住民、災害時要配慮者関連施設管理者等に対して、 早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺 の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 市及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、市は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

4 風倒木対策

市及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

- 3-1 河川重要水防区域
- 3-2 水位周知河川
- 3-3 水位警報河川
- 3-4 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸
- 3-5 浸水想定区域図(津田川水系津田川)
- 3-6 浸水想定区域図(鴨部川水系鴨部川)
- 3-7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-8 海岸・港湾・漁港重要水防区域
- 3-9 ため池重要水防区域
- 3-10 急傾斜地崩壊危険箇所
- 3-11 土石流危険渓流
- 3-12 地すべり危険箇所
- 3-13 土砂災害警戒区域
- 3-14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-15 高堰堤
- 3-16 水門・ポンプ場・排水機場
- 3-17 山腹崩壊危険地区
- 3-18 崩壊土砂流出危険地区
- 5-1 雨量観測所
- 5-2 水位観測所
- 5-3 潮位観測所
- 5-4 風向風速観測所
- 5-5 海象観測局
- 6-5 水防倉庫等の現況
- 6-6 防災資機材保有状況
- 6-7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 6-8 香川県防災資機材保有状況
- 6-9 香川県防災資機材運用要綱

第30節 海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、福祉総務課、生活環境課、都市整備課、農林水産課、 消防団)、消防本部、県(危機管理課、環境管理課、廃棄物対策課、土 地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課)、警察、四国地 方整備局、高松海上保安部

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。 海上保安庁 · 国土交通省 第六管区海上保安本部 高松海上保安部 原 自 衛 隊 因 防災関係機関 消 防 庁 者 さぬき市 香 川 県 発 大川広域消防本部 都 道 府 県 見 者 さぬき警察署 香川県警察本部 警 庁

2 高松海上保安部の応急対策

- (1)情報の収集伝達等
 - ① 気象、海象等に関する特別警報、警報、その他船舶の安全に重大な影響をおよぼすおそれのある情報を知ったときは、既存の警報等の伝達経路で伝達するほか、航行警報、安全通報、巡視船艇等による巡回等により速やかに周知する。
 - ② 防災関係機関等と密接に連絡をとり、次の事項に係る情報を積極的に収集する。
 - ア 海上及び沿岸部における被害状況等
 - ・ 被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
 - ・ 船舶、海洋施設、港湾施設、石油コンビナート等の被害状況
 - 水路、航路標識の異常の有無
 - ・ 港湾等における避難者の状況
 - イ 関係機関等の対応状況
 - ウ その他応急対策の実施上必要な事項
 - ③ 通信施設の保守に努め、また、施設が損傷したときは、あらゆる手段を用いて必要な資材を確保し、早急にその復旧に努める。
 - ④ 多重通信装置、非常用電源、携帯無線等を搭載した巡視船艇により、通信の代行を行う。
 - ⑤ 防災関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要 に応じて職員を派遣し、又は防災関係機関の職員の派遣を要請する。

(2)海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、その捜索救助を行う。

(3) 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は緊急物資等の緊急輸送については、必要に応じ、 又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に、機動力のある航空機及び大量輸送が 可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

(4) 海上火災の防除

- ① 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険な物質が海面に流出し火災が発生した 場合等海上において火災が発生したときは、直ちに現場に出動し、人命救助、消火活動、 延焼防止等必要な措置を講じる。
- ② 二次的な災害を防止するため、火災船舶の安全な場所への移動、当該海域での火気の使用の制限又は禁止、当該海域への船舶及び人の出入の制限又は禁止等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、消防機関、関係事業所等に協力を要請する。
- ③ 火災の状況により陸上施設等に波及するおそれがあるときは、現地の消防機関、防災関係機関等に対して、住民等に対する避難勧告、自衛消防措置等を要請する。

(5) 海上交通の安全確保

- ① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶 交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- ④ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ⑤ 高松海上保安部等は、水路の水深に変化を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑥ 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、 速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 県の応急対策

- (1) 海難等の災害に関する情報を受理したときは、その状況の把握に努め、関係機関等に伝達するとともに、応急対策上必要な事項について、防災関係機関、関係団体等に指示又は要請を行う。
- (2) 防災ヘリコプターを活用し、情報収集にあたるとともに、消防機関等と連携し救助活動等 を行う。
- (3) 洪水等により大量の流木等が流出し、海上災害等が発生するおそれがあるときは、その状況の把握に努め、迅速に回収、処理できるよう、関係機関と連絡調整を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 警察ヘリコプター等を活用して、海難等の災害に関する情報を収集し、その状況の把握に 努め、関係機関等に伝達する。
- (2) 警備船等の資機材を活用し、高松海上保安部と協力し、人命救助、行方不明者の捜索等を 行う。
- (3) 交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため交通規制を行う。

5 市の応急対策

- (1) 市は、高松海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 市は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、次のとおり高松海上保安部と連携し、 港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
 - ① 消防機関が主として消火活動を担当する船舶
 - ア ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - イ 河川及び湖沼における船舶
 - ② 海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶
 - ア 上記以外の船舶
- (3) 市は、被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

6 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、事故原因者等関係事業者は、 直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 関係事業者は、消防機関、高松海上保安部等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第31節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速 かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、生活環境課、都市整備課、農林水産課、消防団)、消防本部、県(危機管理課、環境管理課、水産課、港湾課)、警察、高松海上保安部、一般財団法人海上災害防止センター、四国地方整備局、事業者(原因者、船舶所有者等防除措置義務者)

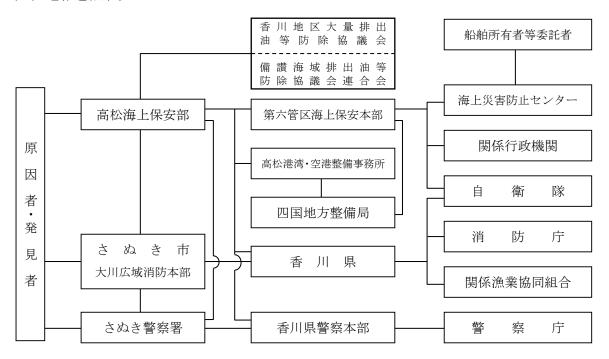
1 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

(1) 通報事項

- ① 事故発生又は発見の日時、場所
- ② 事故の概要
- ③ 流出油等の状況 (種類、量、範囲等)
- ④ 現場の気象及び海象
- ⑤ その他必要事項

(2) 通報連絡系統



2 高松海上保安部の応急対策

(1)情報の収集及び連絡・通報

巡視船艇及び航空機を活用し、油等の流出状況、被害状況等の情報収集を積極的に行い、 関係機関への情報の連絡、通報を行う。

(2) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供

巡視船艇等により流出油等の拡散状況、性状、気象、海象等を調査し、その結果に基づき、 分析・評価を行い、流出油等の量、拡散方向及び拡散速度等の情報を関係機関に提供する。

(3) 防除措置義務者等への指導

災害発生船舶の所有者、関係者等の防除措置義務者等に対し、防除措置等の指導及び必要な場合の命令を実施する。

- (4) 流出油等の防除作業
 - ① 拡散防止措置

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、オイルフェンスの展張等により流出油等の拡 散防止措置を行う。

② 回収措置

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、油回収船、油吸着材等により流出油等の回収 を行う。

③ 化学的処理

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、海域利用者の合意のもと油処理剤等により流 出油等の化学的処理を行う。

- (5) 防災関係機関への協力要請等
 - ① 管区本部を通じ自衛隊に対し災害派遣等を要請する。
 - ② 関係行政機関に対し防除措置を要請する。
 - ③ 香川地区大量排出油等防除協議会等の会員に対し情報を通知する。防除協議会等においては、総合調整本部を設置し、排出油防除活動を実施するために必要な活動の調整を行う。
- (6) 海上交通の安全確保及び危険防止措置

船舶交通の安全確保のため、周辺海域における船舶の航行の制限又は禁止、現場海域での 火気使用制限、船舶の退去、侵入中止命令等の措置を講じ、航行警報等により船舶への周知 を図る。

(7) 一般財団法人海上災害防止センターへの指示

必要に応じて、海上保安庁長官を通じて一般財団法人海上災害防止センターに対して防除 措置を指示する。

(8) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

- 3 高松港湾・空港整備事務所の応急対策
- (1)情報の収集及び連絡・通報

海上保安部署等関係機関との連絡を密接にし、情報の収集・伝達を行う。

(2) 流出油等の防除作業

油回収船等を活用し、流出油等の防除、回収を行う。

(3) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

4 県の応急対策

(1)情報の収集及び連絡・通報

沿岸部への流出油漂着状況等の情報を的確に把握し、関係機関へ必要な情報を連絡・通報

する。情報収集にあたっては、防災ヘリコプター等を積極的に活用するものとする。

(2) 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。 また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 関係団体等に対する要請

必要に応じて、自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

(4) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

5 警察の応急対策

(1)情報の収集及び連絡・通報

警察へリコプター等を活用して情報を収集し、その状況の把握に努め、関係機関に連絡・ 通報する。

(2) 交通規制·避難誘導等

交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、沿岸の警戒を行い、必要に応じて、避難誘導活動を行う。

(3) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

6 市の応急対策

(1)情報の収集及び連絡・通報

市は、関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

(2) 流出油等の防除作業

市は、必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

市は、災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

(4) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

7 一般財団法人海上災害防止センターの応急対策等

- (1) 大量の原油等の油が海上に流れ出し、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を行う。
- (2) 事故を起こした船舶所有者等の委託に基づき、海上に流れ出た燃料油や積み荷の原油等の油又は各種の有害液体物質の防除、船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を行う。
- (3)油回収船、オイルフェンスその他の防除資機材を保有し、これを船舶所有者等の利用に供

する。

(4) 海上防災訓練に関する業務及び海上防災に関する調査研究を行う。

8 事業者の応急対策等

- (1)油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 付近の住民に危険がおよぶと判断されるときは、事業者は、住民に対して避難するよう警告する。
- (3) 現場の状況に応じて、事業者は、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。
- (4) 事業者は、必要に応じて、一般財団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

- 13-1 香川地区大量排出油等防除協議会
- 13-2 備讚海域排出油等防除協議会連合会

第32節 航空災害対策計画

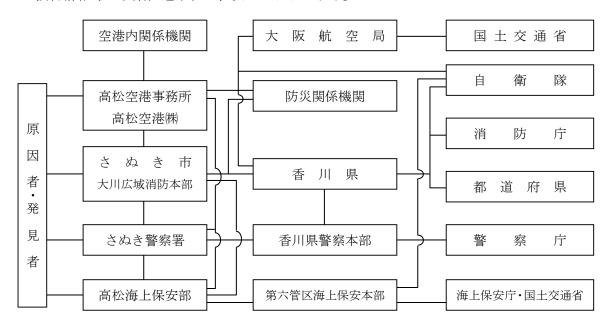
航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、 消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、福祉総務課、消防団)、消防本部、県(危機管理課、(削除)交通政策課)、警察、高松空港事務所、高松空港㈱、高松海上保安部

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 高松空港事務所の応急対策

高松空港及び隣接区域において、航空機事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、「高松空港緊急時対応計画」に基づき、関係機関等と協力して、次の措置を講じる。

- (1) 防災関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置を講じる。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、地元消防機関等の協力を得て、 高松空港消火救難隊により消火救難活動を行う。
- (3) 状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を講じる。
- (4) 多数の死傷者が発生したときは、「高松空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、香川県医師会に医療救護班員の派遣を要請する。また、空港内において、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所を確保する。
- (5) 災害の規模や被害状況から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

3 県の応急対策

(1) 航空機事故が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。

- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 市からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ救急搬送を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、 情報収集にあたるとともに、警察へリコプター等を活用して捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (4) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したとき は遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (5) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

5 高松海上保安部の応急対策

- (1) 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたるとともに、巡視船艇、航空機等を活用して海上における捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 海上における災害に係る救助救急活動を行うとともに、必要に応じ、市町等の活動を支援する。
- (4) 緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

6 市の応急対策

- (1) 市は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、 応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の 収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。 また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第33節 鉄道災害対策計画

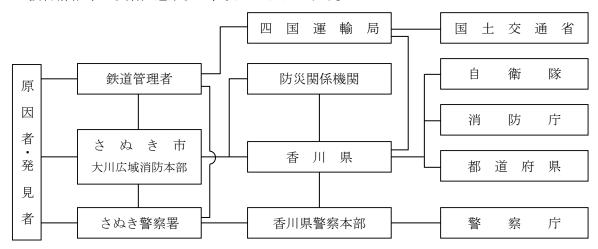
列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、消 火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、福祉総務課、消防団)、消防本部、県(危機管理課、交通政策課)、警察、四国旅客鉄道㈱、高松琴平電気鉄道㈱

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに市、 四国運輸局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3)事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報(鉄道の運行状況、代替交通手段等)、施設の復旧状況 等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 県の応急対策

- (1) 鉄道災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、必要に応じて、警察へリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

5 市の応急対策

- (1) 市は、鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係 機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、 応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の 収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5)災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。 また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第34節 道路災害対策計画

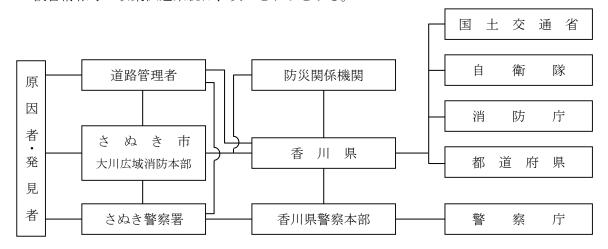
トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、住民等の安全を 確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、福祉総務課、都市整備課、農林水産課、消防団)、消防本部、 県(危機管理課、道路課)、警察、四国地方整備局、西日本高速道路㈱

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに市、 県、四国地方整備局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報(通行の禁止・制限、迂回路等)、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 県の応急対策

- (1) 道路災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、必要に応じて、警察へリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (3) 危険物等が流出したときは、住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等 の防除活動を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。
- (5) 災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被 災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の緊急点検を行う。

5 市の応急対策

- (1) 市は、道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、 消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、 応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の 収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 市は、危険物が流出したときは、住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険 物の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第35節 原子力災害対策計画

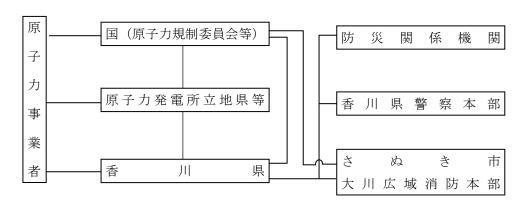
原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は 発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強 化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、総務課、秘書広報課、財産活用課、生活環境課、農林水産課、 商工観光課、福祉総務課、国保・健康課、長寿介護課、障害福祉課、教育委員 会事務局、市民病院)、消防本部、県(水資源対策課、県産品振興課、財産経 営課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、みどり整備 課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛 生課、産業政策課、観光振興課、県産品振興課、農業経営課、農業生産流通課、 畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、住宅課、病院局、教育委員会)、警 察、香川県広域水道企業団、原子力事業者(四国電力㈱、中国電力㈱)、防災 関係機関

1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



2 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象 (原子炉冷却材の漏えい等)等(以下「特定事象等」という。)を把握した場合は、速やか に県へ連絡する。

(3)継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3 県の応急対策

(1)情報の収集及び連絡

県は、特定事象等が発生した場合、国、原子力事業者等から、特定事象等の正確な情報の 収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により、市、警察、報道機関等に 対して、確実かつ速やかに連絡する。

(2) 広報・相談活動の実施

① 広報活動の実施

県は、市、警察、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置 及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、防災行政無線その他の情報 伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

県は、市と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対し、迅速かつ 円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

- (3) 緊急時の環境放射線モニタリングの実施
 - ① 環境放射線モニタリング体制の強化
 - ② 環境放射線モニタリング結果の公表 体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、 市町、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに 提供する。
- (4) 農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施
 - ① 検査体制の強化

市、水道事業者、農林水産業関係者等と連携し、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質又は放射線の検査を実施し、必要に応じ、検査対象品目の追加など、検査体制を強化する。検査結果の情報は、住民、市町、報道機関等に速やかに提供する。

② 出荷・摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合は、国の指導・助言・ 指示等に基づき、農作物等の採取・出荷制限、飲食物及び水道水の摂取制限等を行うとと もに、その情報について、住民、市町、報道機関等に速やかに提供する。

(5) 緊急時の原子力災害医療活動の実施

県は、市、原子力災害医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、健康相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、国等の協力を得て、原子力災害医療等の緊急医療活動を実施する。

(6) 避難等の支援の実施

県は、市が独自の判断により、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)等を実施する場合、警察等と連携し、市の実施する住民等の避難等の支援を行う。また、国から避難等に関する指示等を受けた場合、もしくは県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、必要と認める場合は、市に対し、避難等に関する指示を行うとともに支援を行う。

(7) 県外からの避難者の支援等の実施

県は、他県から避難者の受入れの要請があれば、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供 について市に要請等を行うとともに、市と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護 など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(8) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、市、原子力事業者等と連携し、除染や廃棄物処理に必要な対策を行う。また、必要に応じて、国等に対して支援を要請する。

(9) 風評被害対策の実施

国、市、農林水産業関係者、観光業関係者と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産の農作物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進や観光客の減少を防止するための広報活動を実施するなど、必要な対策を行う。

4 警察の応急対策

(1)情報の伝達

県、市等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 避難等の支援の実施

住民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、市の実施する住民等の避難等の支援を行う。

(3) 緊急輸送活動の実施

国から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して必要な配慮を行う。

5 市の応急対策

(1) 広報・相談活動の実施

① 情報の伝達

市は、県、警察等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他 必要事項についての正確な情報を、防災行政無線、音声告知放送、安全安心コミュニティ システム等のメール配信、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確 実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

市は、県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の原子力災害医療活動の実施

市は、県、原子力災害医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、必要に応じ、健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の支援の実施

市は、県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、もしくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。

なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入れと支援の実施

市は、県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

市は、国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

- 6 水道事業者の応急対策
- (1)水道水の安全性の確保
 - ① 検査の実施 県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。
 - ② 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

【参考資料】

13-3 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針【香川県】

第36節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、住民、従業員等の安全 を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

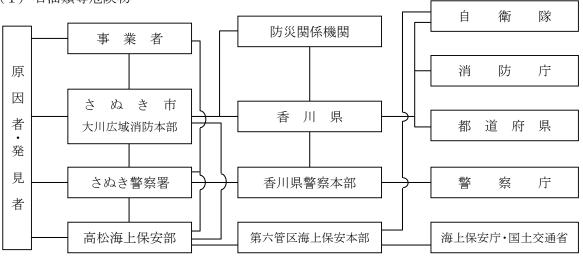
主な実施機関

市(危機管理課、生活環境課、消防団)、消防本部、県(危機管理課、環境管理課、薬務感染症対策課)、香川労働局、警察、中国四国産業保安監督部四国支部、高松海上保安部

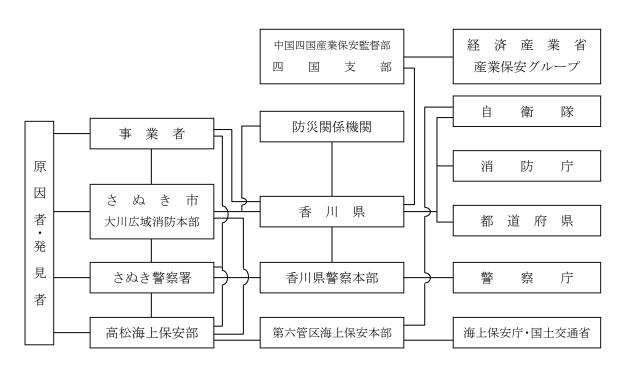
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

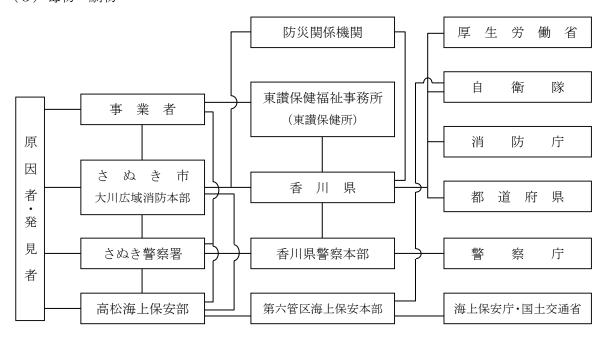
(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物·劇物



2 市及び消防本部の応急対策

- (1) 市及び消防本部は、大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市及び消防本部は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 市及び消防本部は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、 現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救 護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市及び消防本部は、事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定緊急避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 市及び消防本部は、危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、市及び消防本部で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防 組織等により迅速に消火活動を行う。

4 県の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。また、危険区域を指定して警察、市町等と協力し、交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 高圧ガス施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用一時停止、貯蔵・移動・消費等の一時禁止等の緊急措置を命じる。
- (5) 火薬施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を命じる。
- (6) 毒物劇物施設に事故が発生し、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して危害防止のため必要な措置を講じるよう指示する。
- (7) 危険物等災害の発生により周辺環境に影響がある場合は、環境モニタリング等による情報 収集を行う。

5 警察の応急対策

- (1)大規模な危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、 事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、被災者等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

6 高松海上保安部の応急対策

- (1) 大規模な危険な物質等による海上災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防機関が行う活動を支援する。
- (3) 安全確保のため、又は緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、 又は禁止する。
- (4) 危険物等が海上に流出したときは、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等 必要な措置を講じるとともに、排出の原因者が必要な措置を講じていないときは、措置を講じるよう命じる。

7 香川労働局の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に 通報する。
- (2) 労働災害発生の緊迫した危険があるときは、作業の中止、労働者の退避及び当該作業場所

等へ関係者以外の立ち入ることを禁止するために必要な指導を行う。

- (3) 作業再開について労働災害防災のために必要な指導を行う。
- (4) 作業を再開することにより、同種災害を発生させる危険があるときには、作業の停止措置を行う。
- 8 中国四国産業保安監督部四国支部の応急対策
- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に 通報する。
- (2) 高圧ガス施設等又は火薬施設等に事故が発生し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、関係機関と密接な連絡をとり、施設の使用一時停止等の緊急措置命令に係る対応を行う。
- (3) 必要と認めるときは、企業に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。

- 4-1 危険物施設
- 4-2 高圧ガス関係事業所
- 4-3 火薬類関係営業者
- 4-4 毒物劇物営業者

第37節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は火災の大規模化が予想されるとき、延焼拡大防止及び住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、消防団)、消防本部、県(危機管理課)、警察、自衛隊

1 市及び消防本部の応急対策

- (1) 市及び消防本部は、大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2)市及び消防本部は、直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、 消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市及び消防本部のみでは対処できないときは、県及び近隣市町等に 応援を要請する。
- (4) 市は、救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 市及び消防本部は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、 現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救 護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 市及び消防本部は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

2 県の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、市から情報収集するとともに、防災へリコプターにより 偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 市からの要請に応じて、自衛隊に対して災害派遣要請を行うとともに、必要に応じて、消防庁に対して緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

3 警察の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、必要に応じて、警察へリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2)必要に応じて、立入禁止区域を設定するとともに、住民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、遺体の収容、 捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

- 2-2 香川県消防相互応援協定(香川県・県内全市町)
- 2-3 広域消防相互応援協定書(美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市)
- 2-4 香川用水施設利用に関する協定書(香川用水土地改良区外)

- 2-5 香川県防災ヘリコプター応援協定(香川県・県内全市町)
- 6-1 大川広域消防本部現勢
- 6-2 消防団現勢
- 6-3 消防水利の現況
- 6-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6-7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 14-1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14-4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14-5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 15-1 火災・災害等即報要領
- 15-8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第38節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関

市(危機管理課、消防団)、消防本部、県(危機管理課、みどり整備課)、警察、自衛隊

1 市及び消防本部の応急対策

- (1) 市及び消防本部は、林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市及び消防本部は、直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を 行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市及び消防本部のみでは対処できないときは、県及び近隣市町に応援を要請する。
- (4) 市及び消防本部は、火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、 県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の 確保を行う。
- (5) 市は、消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊へリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学 消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 市及び消防本部は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

2 県の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、市から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 市からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ空中消火等を行うとともに、自衛隊に対して、災害派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県のヘリコプターによる広域航空消防応援、 緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

3 警察の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、必要に応じて、警察へリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、遺体の収容、 捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

【参考資料】

2-2 香川県消防相互応援協定(香川県・県内全市町)

- 2-3 広域消防相互応援協定書(美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市)
- 2-4 香川用水施設利用に関する協定書(香川用水土地改良区外)
- 2-5 香川県防災ヘリコプター応援協定(香川県・県内全市町)
- 6-1 大川広域消防本部現勢
- 6-2 消防団現勢
- 6-3 消防水利の現況
- 6-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6-7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 14-1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14-4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14-5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 15-1 火災・災害等即報要領
- 15-8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧